

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第13号

### 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
  - 第1節 指定障害児通所支援事業者等の一般原則（第5条）
  - 第2節 児童発達支援
    - 第1款 基本方針（第6条）
    - 第2款 人員に関する基準（第7条－第10条）
    - 第3款 設備に関する基準（第11条・第12条）
    - 第4款 運営に関する基準（第13条－第57条）
    - 第5款 基準該当通所支援に関する基準（第58条－第63条）
  - 第3節 医療型児童発達支援
    - 第1款 基本方針（第64条）
    - 第2款 人員に関する基準（第65条・第66条）
    - 第3款 設備に関する基準（第67条）
    - 第4款 運営に関する基準（第68条－第73条）
  - 第4節 放課後等デイサービス
    - 第1款 基本方針（第74条）
    - 第2款 人員に関する基準（第75条・第76条）
    - 第3款 設備に関する基準（第77条）
    - 第4款 運営に関する基準（第78条－第80条）
    - 第5款 基準該当通所支援に関する基準（第81条－第83条）
  - 第5節 保育所等訪問支援
    - 第1款 基本方針（第84条）
    - 第2款 人員に関する基準（第85条・第86条）
    - 第3款 設備に関する基準（第87条）
    - 第4款 運営に関する基準（第88条－第91条）
  - 第6節 多機能型事業所に関する特例（第92条－第94条）
- 第3章 指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準（第95条）
- 第4章 雑則（第96条）

附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

**第3条** 法第21条の5の4第1項第2号並びに第21条の5の18第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準該当通所支援に関する基準に関し、同条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第61条及び第83条において読み替えて準用する第9条及び第32条第4項、第58条、第62条第1号、第63条第2号並びに第81条の規定による基準
- (2) 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準該当通所支援に関する基準に関し、同条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第61条及び第83条において読み替えて準用する第14条、第16条、第46条、第47条、第49条及び第54条の規定による基準
- (3) 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準該当通所支援に関する基準に関し、同条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第60条及び第83条において読み替えて準用する第78条の規定による基準
- (4) 法第21条の5の18第1項の条例で定める指定通所支援に従事する従業者に関する基準に関し、同条第3項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第7条、第8条、第9条（第66条、第76条及び第86条において読み替えて準用する場合を含む。）、第10条第2項（第76条において準用する場合を含む。）、第32条第4項（第73条、第80条及び第91条において読み替えて準用する場合を含む。）、第65条、第75条、第85条及び第92条並びに附則第2項（置くべき従業者及びその員数に係る部分に限る。）及び第3項の規定による基準
- (5) 法第21条の5の18第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第12条第1項（指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。）並びに第2項第1号イ及び第2号並びに第67条第1項第1号（病室に係る部分に限る。）の規定による基準
- (6) 法第21条の5の18第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第14条、第16条、第46条及び第47条（これらの規定を第73条、第80条及び第91条において読み替えて準用する場合を含む。）、第48条（第73条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第49条及び第54条（これらの規定を第73条、第80条及び第91条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による基準
- (7) 法第21条の5の18第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関し、同条第3項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第13条、第68条、第78条及び第94条の規定による基準
- (8) 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準該当通所支援に関する基準又は法第21条の5の18第1項の条例で定める指定通所支援に従事する従業者に関する基準若しくは同条第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準

準に関し、法第21条の5の4第2項各号及び法第21条の5の18第3項各号に掲げる事項以外の事項について法第21条の5の4第2項又は第21条の5の18第3項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次章並びに附則第2項及び第3項に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準)

**第4条** 法第21条の5の15第3項（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準に従い法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準は、第3章に定めるとおりとする。

## **第2章** 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

### **第1節** 指定障害児通所支援事業者等の一般原則

(一般原則)

**第5条** 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第29条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村（特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区をいう。第52条第3項において同じ。）を含む。以下同じ。）、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

### **第2節** 児童発達支援

#### **第1款** 基本方針

(基本方針)

**第6条** 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

#### **第2款** 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第7条** 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイ

に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護師 1以上

(3) 児童指導員又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位とは、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任であり、かつ、常勤でなければならない。

**第8条** 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 児童指導員及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(3) 栄養士 1以上

(4) 調理員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合においては、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

(2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合に限る。）

機能訓練を行うために必要な数

4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護師 1以上

(2) 機能訓練担当職員 1以上

5 第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項から第4項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(管理者)

**第9条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

**第10条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（同項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

### **第3款 設備に関する基準**

(設備の基準)

**第11条** 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）には、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項の設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

**第12条** 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせ

る指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア 定員は、おおむね10人とすること。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

#### 第4款 運営に関する基準

(利用定員)

**第13条** 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

**第14条** 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第39条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

**第15条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この条において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

**第16条** 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

**第17条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第51条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第18条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対して自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

**第19条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

**第20条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第21条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

**第22条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第23条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援を提供した日、その内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等)

**第24条** 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させる場合であって、当該通所給付決定保護者に対して支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該通所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

**第25条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用（第1号に掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当であると認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、省令第23条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

**第26条** 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

**第27条** 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第25条第2項の規定により法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

**第28条** 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。



2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。  
(児童発達支援計画の作成等)

**第29条** 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項の児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明を行い、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際は、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による児童発達支援計画の変更につい

て準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

**第30条** 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 次条の規定による相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

**第31条** 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

**第32条** 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、当該障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

**第33条** 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この項において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

**第34条** 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

**第35条** 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所

において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)の規定による健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

**第36条** 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

**第37条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

**第38条** 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に法及びこの条例の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

**第39条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第45条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

**第40条** 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第41条** 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第42条** 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用して支援を提供する指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、第1項の防災対策マニュアルの概要を当該指定児童発達支援事業所の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用して支援を提供する指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

**第43条** 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

**第44条** 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示)

**第45条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規

程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

**第46条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

**第47条** 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

**第48条** 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し、法第47条第1項の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

**第49条** 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等（障害者自立支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対し、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

**第50条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

**第51条** 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者自立支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その

他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

**第52条** 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、知事又は市町村長から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査又は同条第2項の規定に基づくあっせんのできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

**第53条** 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第54条** 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

**第55条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

**第56条** 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保管しなければならない。

ない。

- (1) 第23条第1項のサービスの提供の記録
  - (2) 第29条第1項に規定する児童発達支援計画
  - (3) 第37条の規定による市町村への通知に係る記録
  - (4) 第46条第1項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項についての同条第2項の記録
  - (5) 第52条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
  - (6) 第54条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録
- (暴力団の排除)

**第57条** 指定児童発達支援事業所の設置者、管理者その他当該指定児童発達支援事業所の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）

（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であってはならない。

- 2 指定児童発達支援事業所の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 3 指定児童発達支援事業所の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

#### **第5款** 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

**第58条** 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
  - ア 障害児の数が10までのもの 2以上
  - イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

- 2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位とは、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

（設備の基準）

**第59条** 基準該当児童発達支援事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項の設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用定員）

**第60条** 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

（準用）

**第61条** 第6条及び第9条並びに前款（第13条、第25条第2項及び第4項、第26条、第27条第1項、第33条、第35条、第48条並びに第53条第2項を除く。）の規定は、基準該当

児童発達支援の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第9条を除く。）中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「基準該当児童発達支援事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「基準該当児童発達支援事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「基準該当児童発達支援の」と、「指定児童発達支援を」とあるのは「基準該当児童発達支援を」と、「指定児童発達支援に」とあるのは「基準該当児童発達支援に」と、第6条中「児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）」とあるのは「児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）」と、第9条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「基準該当児童発達支援の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）」と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあるのは「基準該当児童発達支援の事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）ごとに」と、同条ただし書中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「基準該当児童発達支援事業所」と、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第39条」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第51条第1項」と、第20条中「障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第24条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第61条において読み替えて準用する次条第1項及び第3項」と、第27条第2項中「第25条第2項の規定により法定代理受領」とあるのは「法定代理受領」と、第28条第1項中「次条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する次条第1項」と、第39条中「第45条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第45条」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第37条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第61条において読み替えて準用する第54条第1項」と読み替えるものとする。

（指定生活介護事業所に関する特例）

**第62条** 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（同令第77条に規定する指定生活介護をいう。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（同令第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなすものとする。この場合において、この款（前条（第25条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を、指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数を合計した数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障



害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所に関する特例)

**第63条** 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（同令第92条に規定する指定通所介護をいう。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（同令第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなすものとする。この場合において、この款（第61条（第25条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数を合計した数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を、指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

### **第3節 医療型児童発達支援**

#### **第1款 基本方針**

(基本方針)

**第64条** 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

#### **第2款 人員に関する基準**

(従業者の員数)

**第65条** 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者  
同法に規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1以上
- (3) 保育士 1以上
- (4) 看護師 1以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を

営むために必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

- 3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(準用)

**第66条** 第9条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定医療型児童発達支援事業者（第65条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業者をいう。）」と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあるのは「指定医療型児童発達支援事業所（同項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下この条において同じ。）ごとに」と、同条ただし書中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定医療型児童発達支援事業所」と読み替えるものとする。

### 第3款 設備に関する基準

(設備の基準)

**第67条** 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
  - (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
  - (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- 2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
  - 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

### 第4款 運営に関する基準

(利用定員)

**第68条** 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

**第69条** 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。
  - (1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
  - (2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
  - (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 日用品費
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に

要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当であると認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、省令第60条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

**第70条** 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の規定により法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要があると認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

**第71条** 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

**第72条** 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(準用)

**第73条** 第14条から第24条まで、第26条、第28条から第36条まで、第38条、第40条から第43条まで、第45条から第49条まで、第50条第1項、第51条から第54条まで、第56条及び第57条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第14条第1項及び第18条を除く。）中「指定児童発達支援事業者」

とあるのは「指定医療型児童発達支援事業者」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定医療型児童発達支援の」と、「指定児童発達支援を」とあるのは「指定医療型児童発達支援を」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定医療型児童発達支援事業所」と、「指定児童発達支援に」とあるのは「指定医療型児童発達支援に」と、「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第14条第1項中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定医療型児童発達支援（第64条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定医療型児童発達支援の」と、「第39条」とあるのは「第72条」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第51条第1項」と、第18条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定医療型児童発達支援事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定医療型児童発達支援の事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」と、第24条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第69条第1項から第3項まで」と、第26条中「指定児童発達支援及び」とあるのは「指定医療型児童発達支援及び」と、第28条第1項中「次条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する次条第1項」と、第29条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは「指定医療型児童発達支援以外」と、第30条第1号中「次条」とあるのは「第73条において読み替えて準用する次条」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第71条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第73条において読み替えて準用する第54条第1項」と読み替えるものとする。

#### **第4節 放課後等デイサービス**

##### **第1款 基本方針**

（基本方針）

**第74条** 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

##### **第2款 人員に関する基準**

（従業者の員数）

**第75条** 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（第79条において「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1）指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を

増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 3 第1項第1号及び前項の指定放課後等デイサービスの単位とは、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任であり、かつ、常勤でなければならない。

(準用)

**第76条** 第9条及び第10条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第9条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業者（第75条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。次条第1項において同じ。）」と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所（第75条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）ごとに」と、同条ただし書中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所」と、第10条第1項中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所」と読み替えるものとする。

### 第3款 設備に関する基準

(設備の基準)

- 第77条** 指定放課後等デイサービス事業所には、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
  - 3 第1項の設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

### 第4款 運営に関する基準

(利用定員)

**第78条** 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

- 第79条** 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
  - 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当であると認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受け取ることができ

る。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

**第80条** 第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第57条まで及び第72条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定（第14条第1項及び第18条を除く。）中「指定児童発達支援事業者」とあり、及び「指定医療型児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業者」と、「指定児童発達支援の」とあり、及び「指定医療型児童発達支援の」とあるのは「指定放課後等デイサービスの」と、「指定児童発達支援を」とあるのは「指定放課後等デイサービスを」と、「指定児童発達支援事業所」とあり、及び「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所」と、「指定児童発達支援に」とあるのは「指定放課後等デイサービスに」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第14条第1項中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス（第74条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定放課後等デイサービスの」と、「第39条」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第72条」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第51条第1項」と、第18条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定放課後等デイサービスの事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」と、第24条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第79条第1項から第3項まで」と、第26条中「指定児童発達支援及び」とあるのは「指定放課後等デイサービス及び」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第79条第2項」と、第28条第1項中「次条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する次条第1項」と、第29条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは「指定放課後等デイサービス以外」と、第30条第1号中「次条」とあるのは「第80条において読み替えて準用する次条」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第37条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第54条第1項」と読み替えるものとする。

#### **第5款** 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

**第81条** 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサ

ービス」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(次条第1項において「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位とは、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備の基準)

**第82条** 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項の設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

**第83条** 第9条、第14条から第24条まで、第27条第2項、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第57条まで、第62条、第63条、第72条、第74条、第78条及び第79条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定(第9条を除く。)中「指定児童発達支援事業者」とあり、「指定医療型児童発達支援事業者」とあり、及び「指定放課後等デイサービス事業者」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあり、「基準該当児童発達支援事業所」とあり、「指定医療型児童発達支援事業所」とあり、及び「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス事業所」と、「指定児童発達支援の」とあり、及び「指定医療型児童発達支援の」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスの」と、「指定児童発達支援を」とあり、及び「指定放課後等デイサービスを」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスを」と、「指定児童発達支援に」とあり、及び「指定放課後等デイサービスに」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスに」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、「基準該当児童発達支援」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と、第9条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)」と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスの事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。))ごとに」と、同条ただし書中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス事業所」と、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第83条において読

み替えて準用する第72条」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第51条第1項」と、第20条中「障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第24条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第79条第2項及び第3項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第79条第2項」と、第28条第1項中「次条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する次条第1項」と、第29条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス以外」と、第30条第1号中「次条」とあるのは「第83条において読み替えて準用する次条」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第37条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第54条第1項」と、第74条中「放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と、第79条第3項中「前2項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第83条において読み替えて準用する前2項」と読み替えるものとする。

## **第5節 保育所等訪問支援**

### **第1款 基本方針**

(基本方針)

**第84条** 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

### **第2款 人員に関する基準**

(従業者の員数)

**第85条** 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

**第86条** 第9条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定保育所等訪問支援事業者（第85条第1項に規定する指定保育所等訪問支援事業者をいう。）」と、「指定児童発達支援事業所ごとに」とあるのは「指定保育所等訪問支援事業所（同項に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。以下この条において同じ。）ごとに」と、同条ただし書中「ただし、」とあるのは、「ただし、第85条第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と、「指定児童発達支援



事業所」とあるのは「指定保育所等訪問支援事業所」と読み替えるものとする。

### 第3款 設備に関する基準

(設備の基準)

**第87条** 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

### 第4款 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

**第88条** 指定保育所等訪問支援事業者は、その従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

**第89条** 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

**第90条** 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(準用)

**第91条** 第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第38条ま

で、第40条、第43条、第45条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第57条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第14条第1項及び第18条を除く。）中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定保育所等訪問支援事業者」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定保育所等訪問支援の」と、「指定児童発達支援を」とあるのは「指定保育所等訪問支援を」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定保育所等訪問支援事業所」と、「指定児童発達支援に」とあるのは「指定保育所等訪問支援に」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第14条第1項中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定保育所等訪問支援（第84条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定保育所等訪問支援の」と、「第39条」とあるのは「第90条」と、第17条中「第51条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第51条第1項」と、第18条中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定保育所等訪問支援事業者」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定保育所等訪問支援の事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」と、第24条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第89条第1項から第3項まで」と、第26条中「指定児童発達支援及び」とあるのは「指定保育所等訪問支援及び」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第89条第2項」と、第28条第1項中「次条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する次条第1項」と、第29条第4項中「指定児童発達支援以外」とあるのは「指定保育所等訪問支援以外」と、第30条第1号中「次条」とあるのは「第91条において読み替えて準用する次条」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第1号中「第23条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第23条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第37条」と、同項第4号中「第46条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第46条第1項」と、同項第5号中「第52条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第52条第1項」と、同項第6号中「第54条第1項」とあるのは「第91条において読み替えて準用する第54条第1項」と読み替えるものとする。

## 第6節 多機能型事業所に関する特例

（従業者の員数に関する特例）

**第92条** 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第7条第1項、第2項及び第4項、第8条、第65条、第75条第1項から第3項まで並びに第85条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第8条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業

所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第65条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第75条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第3項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第85条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

- 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第7条第5項及び第75条第4項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

（設備の基準に関する特例）

**第93条** 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

（利用定員に関する特例）

**第94条** 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第13条、第68条及び第78条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第13条、第68条及び第78条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第13条、第68条及び第78条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者について行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第13条、第68条及び第78条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 5 離島その他の地域であって省令第82条第5項の規定により厚生労働大臣が定めるものうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

### 第3章 指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準

（指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者）

**第95条** 法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。第3項において同じ。）に係る指定又は指定の更新の申請にあっては、この限りでない。

- 2 前項の法人の役員等は、暴力団員等であってはならない。

- 3 医療型児童発達支援に係る指定又は指定の更新に係る申請者（当該申請者が法人である場合にあってはその役員等、法人以外の団体である場合にあってはその代表者、理事その他法人における役員等と同等の責任を有する者）は、暴力団員等であってはならない。

#### 第4章 雑則

（委任）

**第96条** この条例に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1号から第3号まで、第4条、第33条第5項（第73条において読み替えて準用する場合を含む。）、第42条第1項及び第3項（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）（これらの規定を第61条、第73条、第80条及び第83条において読み替えて準用する場合を含む。）、第57条（第61条、第73条、第80条、第83条及び第91条において読み替えて準用する場合を含む。）、第58条から第63条まで、第81条から第83条まで並びに第95条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準附則第5条第1項に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法（次項において「新法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第7条第1項第2号、第2項及び第6項並びに第75条第1項第2号、第2項及び第5項の規定は適用せず、第7条第1項第1号ア及びイ、第29条、第30条並びに第75条第1項第1号ア及びイの規定の適用については、第7条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」と、第29条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第30条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第75条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」とする。
- 3 整備法附則第22条第2項の規定により新法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第8条第1項第2号ア及び第3項第1号の規定の適用については、当分の間、同条第1項第2号ア中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数を合計した数以上」と、同条第3項第1号中「言語聴覚士」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）」と、「指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「それぞれ2以上」とする。